

西東京市告示第72号

西東京市建築基準法施行細則（平成29年西東京市規則第7号。以下「細則」という。）第21条第2項の規定に基づき、市長が別に定める書類を次のように定める。

- 1 細則第21条第2項第1号アに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記第1号及び別記第1号の2
- 2 細則第21条第2項第1号イに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記第2号及び別記第2号の2
- 3 細則第21条第2項第2号に規定する昇降機工事監理状況調書 別記第3号
- 4 細則第21条第2項第3号に規定する昇降機工事監理状況調書 別記第4号
- 5 細則第21条第2項第4号に規定する遊戯施設工事監理状況調書 別記第5号

平成29年4月1日

西東京市長 丸 山 浩 一